

第532回三戸町議会定例会 ＜一 般 質 問＞

○9月8日（火）午前10時から

1 藤 原 文 雄 議員

①固定資産税の公平性の確保と課税適正化について

2 久 慈 聡 議員

①沼澤町政2年間の政策効果と今後の町政運営について

3 松 尾 道 郎 議員

①中心街の活性化について

【傍聴される方へのお願い】

- ・携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- ・私語を慎み、静かな傍聴にご協力ください。
- ・議場内での飲食、喫煙はご遠慮ください。

一 般 質 問 の な が れ

議 員 → 町 長

議員の質問に対し、町長などの理事者が的確な答弁ができるよう、
議員は議会開会前に一般質問の内容を文書で提出します。



～ 議 会 開 会 ～

・あらかじめ提示した質問について、町長の答弁に基づき、
議員はさらに深く追究します。

・議員が発言できる持ち時間は45分です。
(議場入口の上に残り時間が表示。)



(持ち時間残り5分でベルが鳴ります。)



(持ち時間残り1分で再度ベルが鳴ります。)



一般質問終了

※町長や課長等は、質問の背景や根拠などを確認するため、議長の許可を得て、逆に議員へ質問することができます。

令和 8 年 8 月 19 日
午前 9 時 30 分受領

令和 8 年 8 月 19 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 藤原文雄

一般質問通告書

第 532 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 固定資産税の公平性の確保と課税適正化について	総務省の調査や近年の報道によると、全国の市町村の約 94%以上で、固定資産税の税額修正（課税誤り）が発生しており、対象となる人数は土地・家屋あわせて全国で約 5 万人規模であるとのことで、納税義務者数全体から見ると割合としてはごく一部（約 0.2%程度）ですが、複雑な制度や人手不足を背景に、多くの自治体で潜在的な誤りが指摘されています。基本的に、納税者は納付書を信頼して納付すべきとの考えから、当町での評価の公平性や課税適正化に向けた取り組み等、以下について伺います。 ①課税誤り防止のための取り組みは。 ②納税者が評価額の妥当性や算出根拠を確認する方法は。 ③土地・建物について 3 年に一度の評価替え以外に評価額が見直されるのはどのような場合か。 ④老朽化や破損が著しい建物について、評価額にはどのように反映されるのか。 ⑤特定空き家等に指定された場合の税負担への影響は。 ⑥相続登記の義務化に係る概要と対応状況は。	町長

※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。

2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。



令和 8 年 8 月 21 日
午前 9 時 6 分受領

令和 8 年 8 月 21 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 久 慈 聡

一 般 質 問 通 告 書

第 5 3 2 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 沼澤町政 2 年間の政策効果と今後の町政運営について	沼澤町長就任から約 2 年が経過しようとしております。これまでの取組については、事業を実施したことや制度を創設したことだけではなく、その結果として町民の暮らしや地域経済にどのような変化をもたらしているか、当初掲げた政策目標にどこまで近づいているのかという視点から検証する必要があると考えます。 特に、本町が直面する人口減少や少子高齢化、若年層の流出、地域経済の縮小といった課題を考えた場合、町が新たな財源を確保すること、町内事業者が成長すること、町民の所得や雇用環境が向上すること、そして、それらを若者や子育て世代の定住につなげていくことは、それぞれ別々の政策ではなく、一体として考えていかなければなりません。 このことから、昨年 12 月の一般質問からさらに踏み込み、これまでの政策によって「何を実施したのか」ではなく、「三戸町に何がもたらされたのか」という観点から、以下 4 点について伺います。 ①「かせぐ自治体」の評価と地域経済への波及について ②所得・雇用向上に向けた事業者支援の成果検証と今後の施策について ③子育て及び移住・定住に対する支援施策の効果と、人口減少・少子化対策の効果検証について ④「さんのへ前進」の成果と残り任期の目指す重点箇所について	町 長

注) 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。

2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



令和 8 年 8 月 21 日
午前 9 時 40 分受領

令和8年8月21日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 松 尾 道 郎

一般質問通告書

第 532 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 中心街の活性化について	中心街は商業機能、行政機能、文化機能、交流機能、居住空間など色々なものが集まって、にぎやかさを創出するのが理想ですが、人口減少や商業機能の衰退で、にぎやかさがなくなっているのが、現状です。このまま、何もしないと衰退のスピードが速まるばかりです。活性化に向けたにぎわい創出のために、次の2点について、伺います。 ① 中心街の現状の認識と今後の対応について ② 青森みちのく銀行三戸支店の移転にともなう中心街への影響と対応について	町 長 収受 8.8.21 議会事務局

※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。

2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。